

## 入札参加心得書

- 1 入札参加者は、公告、仕様書、本心得書、契約書（案）、災害協定（案）を熟読し、入札に必要な事項等について熟知のうえ入札に参加してください。
- 2 入札者は、入札執行に関し、町の担当職員の指示に従ってください。
- 3 入札者は、所定の入札書に鮮明な字体で必要事項等を記入押印し、封入・封印の上、指定の場所に提出しなければなりません。
- 4 入札書は、ペン又はボールペンで記入してください。
- 5 入札者は、指定の期日内に入札書を提出してください。
- 6 提出済みの入札書は、その理由のいかんにかかわらず、書き換え、引換え又は撤回することができません。
- 7 次に掲げるいずれかに該当する入札は無効とします。
  - (1) 入札参加の資格がない者、条件を承諾しない者の入札
  - (2) 当該入札に係る入札参加申込書を提出していない者の入札
  - (3) 公告等で記載する当該入札に係る必要書類を提出しない者の入札
  - (4) 1者で一度に2通以上の入札書を提出した場合の入札
  - (5) 入札書の記載・記入事項を訂正した入札
  - (6) 入札書の販売手数料率、住所、氏名（法人にあつては名称及び代表者名）の確認がしがたいもの、押印がないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が識別しがたい入札
  - (7) 入札にあたり他人を脅迫し、その他不正の行為があつた者の入札
  - (8) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった者の入札
  - (9) その他示した条件に違反して入札した者の入札
- 8 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をする等入札を公正に執行できないと認められるときは、その者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめる場合があります。
- 9 入札前に台風・地震などの天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期又は中止することがあります。
- 10 入札を延期又は中止した場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても町は補償の責めを負いません。
- 11 開札の結果、最も高い販売手数料率で入札した者を落札者とします。落札となるべき同率の入札者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きにより落札者を決定します。
- 12 落札者は、落札決定の日から14日以内に契約及び災害協定を締結しなくてはなりません。落札者が期限までに契約を締結しないときは、その落札の決定は無効となります。
- 13 公告、本心得書、契約書（案）、災害協定書（案）に定めのない事項は、すべて地方自治法、同法施行令、大野町公有財産及び債務の管理に関する規則、大野町会計規則、大野町契約規則及びその他関係法令の定めるところによります。